佐久市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 有形文化財(第4条-第19条)
- 第3章 無形文化財 (第20条-第25条)
- 第4章 民俗文化財(第26条-第30条)
- 第5章 史跡名勝天然記念物 (第31条-第34条)
- 第6章 佐久市選定保存技術 (第35条-第37条)
- 第7章 審議会(第38条—第42条)
- 第8章 補則(第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び長野県文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。)に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で本市の区域内に存するもののうち主要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化向上に資するとともに、わが国の文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無 形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第3条 佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 有形文化財

(指定)

- 第4条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを佐久市指定有形文化 財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定により指定しようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形 文化財の所有者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならな い。ただし、所有者等が判明しない場合はこの限りではない。
- 3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、第38条に定める佐 久市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該所有者等に通知して行うものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該所有者に指定書を交付しなければな らない。

(解除)

- **第5条** 前条により指定された市指定有形文化財が、市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による指定の解除については、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財が、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定又は県条例第4条の規定による長野県宝の指定を受けたときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。
- 4 第1項及び前項の規定による指定の解除があったときは、所有者等は速やかに指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員

会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該市 指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができ る。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者等は、速やかにその 旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。 (所有者等の変更等)
- **第7条** 市指定有形文化財の所有者等に変更があったときは、新たに所有者等となった者(以下「新所有者等」という。)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくは損傷し、若しくはこれを亡失し、 又は盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者等(管理責任者がある場合は、その者。 次条において同じ。)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者等は、 あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事 由に該当する場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後、届け出ることをもって足り るものとする。

(修理)

- 第10条 市指定有形文化財の修理は、当該市指定有形文化財の所有者が行うものとする。 (管理又は修理に関する勧告)
- 第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が減失し、損傷し、又は 盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等又は管理 責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関して必要な措置をとるべきことを 勧告することができる。
- 2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(経費の補助)

第12条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者 等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の全部又は一部を 予算の範囲内で補助することができる。

(現状変更等の制限)

- 第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りる。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又 は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第14条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第2項の規定による勧告、第12

条の規定による補助又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(標識等の設置)

- 第15条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により、必要と認める市指定有形文化財の標識 及び説明板を設置するものとする。
- 2 市指定有形文化財の所有者等は、教育委員会規則で定める基準により、市指定有形文化財の管理 に必要な境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(環境保全)

- 第16条 教育委員会は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設の設置を命ずることができる。
- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償 する。
- 3 第1項に規定する施設の設置には、第12条の規定を準用する。 (公開)
- 第17条 市指定有形文化財の公開は、所有者等が行うものとする。
- 2 前項の規定は、所有者等の出品に係る市指定有形文化財を、当該所有者等以外の者が公開の用に 供することを妨げるものでない。
- 3 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、期間を定めて、教育委員会の行う公開の用 に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。
- 4 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、期間を定めて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 5 第3項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 6 市は、第3項の規定により出品した所有者等に対し、出品料を支払うことができる。
- 7 第3項又は第4項の規定により出品し、又は公開したことに起因して、当該市指定有形文化財が 滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者等に対し、その通常生ずべき損失を補償するものとす る。ただし、これらの者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りで ない。
- 8 第3項の規定に該当する場合を除き、市指定有形文化財の所有者等以外の者が、その主催する展 覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公開しようとするときは、教育委員会の承認を受け なければならない。
- 9 教育委員会は、第4項又は前項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に 関し必要な指示をすることができる。

(報告の徴取)

第18条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者に対し、市指定有形文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況について報告を求めることができる。

(所有者等の変更に伴う権利義務の承継)

- 第19条 市指定有形文化財の所有者等に変更があったときは、新所有者等は、当該市指定有形文化財 に関し、この条例に基づく教育委員会の命令、指示その他の処分による従前の所有者等の権利義務 を承継する。
- 2 前項の場合には、従前の所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新た に所有者となる者に引き渡さなければならない。

第3章 無形文化財

(指定)

- **第20条** 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち重要なものを佐久市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ、当該市指定無形文化財 の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定

めのあるものをいう。以下同じ。)の同意を得て認定しなければならない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを追加認定することができる。
- 4 第1項の規定により指定するときは、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保持団体の代表者」と読み替えるものとする。

(解除)

- 第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があると きは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、 市指定無形文化財の保持団体がその構成員の異動等のため保持団体として適当でなくなったと認め られる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除する ことができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第4条第3項から第5項 までの規定を準用する。この場合において、同条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は 保持団体の代表者」と読み替えるものとする。
- 4 市指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財の指定又は県条例第 19条の規定による長野県無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。
- 5 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。 以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、 市指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該 市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合においては、教育委員会はその旨を告 示しなければならない。

(保持者の氏名変更)

- 第22条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。市指定無形文化財の保持団体が名称、住所若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(解散の場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。 (保存)
- 第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化 財について、記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとり、又は保持者、保 持団体その他適当な者を選定してこれらの措置をとらせることができる。
- 2 市は、前項の保持者、保持団体その他の者に対し、市指定無形文化財の保存に要する経費の一部 を予算の範囲内で補助することができる。

(公開)

- **第24条** 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。
- 2 前項の規定による公開のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 3 第1項の規定による公開には、第17条第9項の規定を準用する。 (保存に関する助言又は勧告)
- 第25条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と 認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 民俗文化財

(指定)

- 第26条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち重要なものを佐久市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち重要なものを佐久市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。
- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用

する。

- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第4条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定に当たっては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。

(解除)

- 第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第4条第3項から第5項まで及び第 5条第4項の規定を準用する。
- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第4条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除に当たっては、教育委員会はその旨を告示しなければならない。
- 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第25条第1項の規定による指定があったときは、佐久市の指定は解除されたものとする。
- 6 前項の規定による市指定有形民俗文化財の解除には、第5条第4項の規定を準用する。 (市指定有形民俗文化財の保護)
- **第28条** 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る市 指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 (市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)
- 第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを 選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は当該無形民俗文 化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開を行う者に対し、これに要する経費の一部を予 算の範囲内で補助することができる。
- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定による選択について準用する。 (準用規定)
- 第30条 第6条から第12条まで、第14条及び第17条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について、第22条から第24条までの規定は、市指定無形民俗文化財についてそれぞれ準用する。

第5章 史跡名勝天然記念物

(指定)

- 第31条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち重要なものを佐久市指定史跡、佐久市指定 名勝又は佐久市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定するこ とができる。
- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。 (解除)
- 第32条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他 特殊の事由があるときは、教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができ る。
- 2 前項の規定による指定の解除には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定史跡名勝天然記念物について、法第69条第1項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の 指定又は県条例第30条第1項の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解 除されたものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第33条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は 地積に異動があったときは、所有者等(次条において準用する第6条第2項の規定により選任した 管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。 (準用規定) 第34条 第6条から第8条まで、第10条から第16条まで、第18条及び第19条第1項の規定は、市指定 史跡名勝天然記念物について準用する。この場合において、第10条から第12条まで及び第14条の規 定中「修理」とあるのは、「復旧」と読み替えるものとする。

第6章 佐久市選定保存技術

(選定等)

- 第35条 教育委員会は、市の区域に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第83条の7第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち保存の措置を講ずる必要があるものを佐久市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定により選定をするに当たっては、あらかじめ、当該市選定保存技術の 保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で、代表者の定めの あるものをいう。以下同じ。)の同意を得て、保持者又は保存団体を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による選定及び前項の規定による認定には、第4条第3項から第5項まで及び第20条第3項の規定を準用する。この場合において、第4条第4項中「所有者等」とあるのは、「保持者又は保存団体の代表者」と読み替えるものとする。

(解除)

- **第36条** 市選定保存技術について、保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その選定を解除することができる。
- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第4条第3項から第5項 までの規定を準用する。
- 4 市選定保存技術について、法第83条の7第1項の規定による選定保存技術の選定又は県条例第35条第1項の規定による長野県選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

(準用規定)

第37条 第21条第5項、第22条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

第7章 審議会

(設置)

第38条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、諮問機関として佐久市文化財保護審議会を置く。

(組織)

- 第39条 審議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 2 委員は、識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第40条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長)

- 第41条 審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。 (会議)
- 第42条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 補則

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐久市文化財保護条例(昭和54年佐久市条例第22号)、 臼田町文化財保護条例(昭和42年臼田町条例第8号)、浅科村文化財保護条例(昭和39年浅科村条 例第10号)又は望月町文化財保護条例(昭和60年望月町条例第15号)(以下これらを「合併前の条 例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に よりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なおそれぞれ合併前の条例の例に よる。